

令和2年度第2回 市民参加制度審査会 会議録

日時 令和3年3月23日（火）

14時00分～16時00分

場所 市役所5階 第4会議室

出席者 出石 稔会長 川戸 裕佑副会長  
牧瀬 稔委員 安達 健委員  
石田 晴美委員 吉原 和行委員  
事務局 市民協働部 石井 聡次長  
市民協働課 中川公嗣係長 平林祐子主事補

【市民協働部・石井聡次長】 みなさんこちらの市役所の会議室の音声届いていますでしょうか。大丈夫ですか。

【川戸裕佑副会長】 聞こえます。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございます。

今日は、市民参加制度審査会ということで、参加制度の審査会としては初めてオンラインで行うことにいたしました。市としてはアカウントを持っていなかったのですが、石田先生にご協力をいただいて、このような形でできることになりました。まず冒頭、お礼を言いたいと思います。ありがとうございます。

大分この1年間、オンラインの会議も市役所としてはやるようになりまして、新年度、4月以降は市としてきちんと主催をしてできるようになりますので、また必要な状況があれば、こういったオンラインでの会議ということもやっていきたいというふうに思っています。

まだ不慣れなので、こちらの会議室、複数の機器を使うとどうもハウリングをしてしまうということも分かってきたので、こちらからは画像を取る機器が1台と、それから音を取るのはまた別のところで、もう1台のところでやっていますので、ご了承いただければと思います。

どうしても、こちら聞き取る中で、複数の方が発言していただくと、どうもかぶってしまうところもあるようなので、この会議室以外は原則ミュートにさせていただいて、

発言のときに操作していただいたほうがいいかなというふうに思っています。

それでは、中身に入ります。

まず、今日委員、オンライン含め6名全員の出席をいただいておりますので、施行規則9条5項の規定に基づきまして会議成立することをご報告まずいたします。

本日の資料ですけれども、郵送で事前に送付しておりますひもとじの調査書、それから今日のスケジュール一覧表、それから横長の審査評価票をお配りしておりますので、ご確認をお願いします。

こちらのA4横の審査票につきましては、紙とそれからメールで、電子ファイルでお送りしておりますので、どちらかご都合のよろしいほうで提出のほうをお願いします。メールの添付ファイルか、あるいは郵送でお願いします。

本日の審査案件は全部で7件、全て新年度に行うものの審査案件ということになります。

それでは、ここからは進行を出石先生のほうにお願いします。よろしくをお願いします。

**【出石稔会長】** みなさんこんにちは。

先に、何点か確認をさせてください。

まず、オンラインの会議では、勝手にしゃべらないというのが一般です。先ほどミュートのこともありましたが、発言者については、発言の意思がある場合には、それを意思表示するというのが基本です。Zoomの場合、本日は1名、会議室からの出席がいますけれども、ちゃんと手を挙げて発言してもらおう。勝手にしゃべらない。これはオンラインの場合大事になります。一堂に会せる場合には勝手にしゃべっても采配できるんですけれども、オンラインではできませんから、これは厳に守ってほしいのです。

事務局、手の挙げ方、というか発言をしたいという方の意思表示をどういうふうにしますか。

**【市民協働部・石井聡次長】** 特に画面共有するデータ等はないので、基本的に、タイル状に皆さん見ている状態で手を挙げていただければ分かるかなと思います。

吉原委員のところ、今こちらに座っていただいているんですけれども、そこからでも恐らく画面で見えるかと思しますので、左角になりますので、手を挙げていただいて、指されたら、ミュートを解除してという流れでいかがでしょうか。

**【出石稔会長】** では、そのようにしましょう。

ということは、調査書については、画面共有をせずにみんな手元に広げている前提で説明がなされるということですのでよろしいですね。

【市民協働部・石井聡次長】 はい、それをお願いします。

【出石稔会長】 それから、川戸委員はビデオがオフなので、手挙げが分かりません。

川戸委員はビデオがないですか。出ました。オーケーです。

では、今の手順をお願いします。繰り返しになりますけれども、オンラインで勝手気ままにしゃべると混乱してしまうので、必ず手を挙げてください。

吉原委員は、そちらの会場なので見にくいところがありますが、その辺はよろしくをお願いします。

皆さん、では、そのようをお願いいたします。

では、7件順に、今回は全部審査案件です。つまり令和3年度に実施される予定の市民参加についての審査ということになります。

では、1件ずつまいります。まず経済観光課の案件です。

では、説明のほうをお願いします。どうぞ。

-----経済観光課-----

【経済観光課・黒羽秀昌課長】 はい、経済観光課の課長をしております黒羽です。本日はよろしくをお願いいたします。

審査案件としましては、逗子市の海岸法の施行取扱条例の見直しという形になっております。こちらのほうにつきましては、国のほうの海岸法という法律があるのですが、それに基づいて、海岸法に基づいた占用料について追加で案件を入れようと思っておりますので、それについて市民参加の手続を経まして、条例のほうに提案したいというふうに考えております。

海岸法の施行条例の内容のほうに、何を追加するのかというところになるのですが、別表のところ、占用料について書いているところがございます。ここで今度、今のところ場所として具体的な場所は小坪の5丁目ですが、現在オリンピック・パラリンピックの関係でヨットとかを置く用地として空き地になっているところがあるのですが、オリンピック・パラリンピックが終わった後、その用地の活用方法としまして当座の間、当課のほうとしましては駐車場として使おうと考えております。

ただ、この海岸法の施行条例の中につきましては、その別表の種類の中に駐車場というものがございませんので、その駐車場の部分を入れさせていただいて、それについて市民の方、住民の方、基本的には事業者の方が第一義にはなるのですが、影響を受けるという方で形になると思いますので、市民参加の手続を取りまして、説明会のほうと、パブリックコメントをやらうと考えております。

説明会のほうにつきましては、3月28日、今週の日曜日に庁舎の5階で行う予定になっておりまして、そちらのほうが終わってから2週間後、4月12日から5月11日にパブリックコメントを行いまして、その結果を踏まえた上で議会のほうに条例の提案という形でさせていただきたいというふうに考えております。

改正する内容としましては、駐車場ですけれども、1団の大きい土地2,300平米ぐらいありますが、大きい土地になりますので、その1団の土地を駐車場として貸し出すという形でやろうと考えております。

これにつきましては、使用料につきましては、その土地についての近傍類地の1平方メートル当たりの価格に100分の4を掛けて12分の1を掛けたという形で、1月当たりの計算式を出した上で1年分お貸しするような形でやろうと考えております。

こちらのほうにつきましては行政財産の目的外使用ですとか、同じ地域にあります小坪の漁港区域における占用料の出し方とほぼ同じ形になっておりまして、それに基づいた形でやろうと思っております。以上でございます。

【出石稔会長】 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、挙手のほうをお願いします。吉原委員。

【吉原和行委員】 パブリックコメントは例えば広報ずし3月号に周知されているということですが、これは広報見てみたのですが、市民説明会と書いてありますね。条例の改正、3月14日と、一体これはどういう内容かというのが、ちょっと興味があって、ホームページを見ました。そうしたら、確かにアップロードされているのですけれども、そこに書かれているのは、パブリックコメントの期間は3月29日から4月28日と書いてあります。どっちが正しいですか。

【経済観光課・黒羽秀昌課長】 実は、これは当初緊急事態宣言が延長されない中でこの期間を想定しておりましたが、延長されてしまったので、それで急遽延ばしたような形になっております。説明会につきましても、3月の当初14日に行う予定だったところを中止させていただいて、当日施設のほうに職員のほうが進まして、都合により28日に変更になり、逗子市役所の5階になりますという形になっております。それが終わった後、パブリックコメントのほうについては29日という形でやってあったのですが、それを4月12日からパブリックコメントを行うような形にしたいというふうに考えております。

【出石稔会長】 吉原委員、どうぞ。

【吉原和行委員】 ということは、ホームページ上のパブリックコメントの実施期間が訂正されていないということ、僕昨日現在見たら、訂正されていないままです。

【経済観光課・黒羽秀昌課長】 分かりました。

【出石稔会長】 その点は直しておかないとまずいですね。今のご指摘を踏まえてしっかりとすぐに修正をするということにしてください。

【経済観光課・黒羽秀昌課長】 はい、了解しました。

【出石稔会長】 どうぞ、続いてどうぞ。

【吉原和行委員】 それでふつうのワークショップのはちゃんと提案内容みたいなものはクリックすれば読めるのですけれども、クリックしても開かれないです。アップロードされているのですか。

【経済観光課・黒羽秀昌課長】 それもちよつと確認してみます。

【吉原和行委員】 だけれども、続けて言いますと、ただそれがないと、興味があると、これ、私広報読んで何かよく分からないと。内容によっては出てみようかなと思って、内容を市民は知るすべがないです。その知るすべがなく、説明会、ワークショップ開いても、パブリックコメント募っても市民の声が出ないじゃないですか。出ようがないと思うのです。一体何のためにやろうとしているのか。形式的にそれは実質を伴ってきちんとやらなくては形式だけじゃなくて、きちんとアップロードして、それから日にちもホームページ上では更新されていないと、市民から見たら、逆に間違っ行ってしまいますね。意味がないのではないか、市民参加の、ありますか。

【出石稔会長】 なかなかオンライン参加側からすると、そこの中だけやっているように聞こえて、よく分からないのですけれども、要は、適切なホームページへの掲載がなされていないことと、あともう1点は、説明会の内容が分からないとおっしゃられているのですか。

【市民協働部・石井聡次長】 よろしいですか。ちよつとこちらで補足します。

【出石稔会長】 どうぞ。

【市民協働部・石井聡次長】 まず、今の吉原委員のご指摘の1点目はパブリックコメントの期間が修正されていない、当初の案のとおりだったということ。もう一つ目は説明会の案内の中に要は今回の事案の概要が不足しているというご指摘でよろしいですか。

【吉原和行委員】 書かれていないでしょう。

【市民協働部・石井聡次長】 これが説明会のホームページですけれども、これぐらいは書いてあります。

【吉原和行委員】 いや、だけれども、ほかのを見たら全然内容が違います、ボリュームが。パブリックコメントのときに、オファーする概略の内容としては全然ボリュームが違い過ぎま

す。そんな数行のものはほとんどなかったです。

【市民協働部・石井聡次長】 では、ちょっと確認します。よろしいですか。

【出石稔会長】 どうぞ。

【市民協働部・石井聡次長】 今、吉原委員のご指摘はパブリックコメントをやるときには、しっかりとした案がホームページに載せられているというご指摘です。今回はそもそも説明会がやられていないので、パブリックコメントの案というものが出来上がっていないので、日程だけはホームページに出ているけれども、そこには一切案がないということです。

【吉原和行委員】 いつ出るのですか。

【市民協働部・石井聡次長】 初日に通常出しています。

【出石稔会長】 それに対して所管の回答は、日にちの間違いは、すぐに修正するということが先ほどお話をしました。今の後半の指摘についての所見は、どうぞ。

【経済観光課・黒羽秀昌課長】 先ほど、市民協働課長のほうが言われていたとおり、まずは説明会のほうを終わらせてから、パブリックコメントの日にちまでの間にアップロードしたいと思っております。パブリックコメント案につきましては。

【出石稔会長】 川戸委員、関連する話ですね。

【川戸裕祐副会長】 私も、広報ずし見て、内容気になってパブリックコメントのページを開いて見てみました。吉原さんのおっしゃるとおり、案件のところがクリックできなくて詳細が分からなかったというのと、そもそも見た時点では、この項目が書いてありませんでした。それというのは、実施期間から外れているからというふうに私は認識したんです。ただ、広報ずしを見た時点で気になって調べたいので、そのときに掲載されているのが好ましいとは思いました。

以上です。

【出石稔会長】 同じ意見ですね。

吉原委員、今手を挙げましたね。どうぞ。

【吉原和行委員】 説明会がまず最初にあると、2週間前に。それにしても、この1行のタイトルだけで説明会に出てみようと市民は思うすべがないということが、僕は問題だと言っているのです。こんなもの出されて、出ましようという気になりますか。

【出石稔会長】 そうしたら、これはまさに審査案件です。結果ではなくて、もう1週間ないですけれども、今後の話、審査というものは本来そういうものだから、逆に言えば、今の両委員からのご指摘を踏まえて対応することができるわけではないですか。日にちの変更の周知は

当たり前のこととして、例えば説明会の周知の部分についてこの段階ではそんな細かいことまで書けないでしょうけれども、少なくとも今ここで述べたことぐらい、海岸法に基づいての小坪の地域の駐車場についての占用料を月ぎめで追加するものですということぐらいは、ここで説明できるのだから書けますね、当たり前だけれども。

それは、どうでしょう、ほかの委員も皆さん含めてですが、それは今の指摘で対応してもらうという前提が必要ではないですか。いかがですか。

委員の皆さん、それでよろしいですか。

であれば、取りあえず、今の吉原委員と川戸委員からのご指摘についてはすぐ対応するという前提です。

そのほか、この案件についてご意見ありますか。

安達委員。

【安達健委員】 本論の審査の話とちょっと外れるのですが、地元なので多分分かるのですが、今、小坪のコミュニティセンターがあって、その裏の多分空いている土地、そこに時間貸し駐車場を造るというプランだと思うのです。従来、小坪の逗子マリーナの辺りはリビエラリゾートのでかい駐車場があって、その前はものすごく渋滞したりします。ここは結構広い通りですが、ただ、今回、今空いている土地というのはそばを通っている道が非常に狭いところで、近隣の住民だとか、あと小学校の通学路だったりとかと、いろいろな問題があるので、そういった部分を考慮した上で、どういうふうな建てつけにするのかというのはぜひ考えていただきたいというこれはお願いごとです。

以上です、

【出石稔会長】 これは意見ということで承りたいというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。

よろしければ、この案件について、委員の皆さんと協議したいと思いますが、審査が、このまま適当とは言えないと思います。やる項目としてはパブリックコメントと説明会なので、不適当とも言えないと思います。

したがって、適当、条件付きとして、ホームページへの記載が不適切なので、すぐに対応することといった意見をつけたいと思いますが、いかがでしょうか。全員よろしいですか。

では、そのようにさせていただきます。

経済観光課のほうで対応必ずしてくださいね。

先に川戸委員、どうぞ。

【川戸裕祐副会長】 ありがとうございます。

ただ、これは案件がクリックできないという、この詳細が見えないというのは実施中でないからということなのであれば、それは仕様の問題だと思うので、その仕様を変えるのかは、この案件とは別じゃないかなと思うのですが。

要は、パブリックコメントのページを開いて見ていただくと、今、実施（予定）案件一覧と出ていまして、2件出ています。1件が実施中で、案件のところはクリックして詳細が見えます。ただ、実施予定のほうは案件は書いてありますが、リンクになっていないので、詳細が分かりません。

だから、実施中の場合は見えるけれども、実施予定の場合は見えないというのであれば、そこを変えたほうがいいのではないかというのが私の意見です。

【出石稔会長】 取りあえず市民協働課でこの運用について、何かありますか。

【市民協働部・石井聡次長】 このページは市民協働課で管理しているページですので、今のところは、先ほど川戸委員がおっしゃったように、期間中になるとリンクが動くというか、期間中に入らないと中が見られないような、言ってみれば仕様になっているというところなんです。そのときに、リンク先が何日までお待ちくださいとするのがよければその形にも取れるかなとは思っています。

【出石稔会長】 吉原委員、どうぞ。

【吉原和行委員】 では、説明会が先行して行われるわけですね。説明会にもできるだけ市民の方に来ていただきたいわけですね。そうすると、市民のほうの立場からいうと、この1行だけで何も分からない。どうしたら分かるのですか。どういう概略か、コンパクトにまとめたものでいいですけども、それはどこをアクセスすれば分かるんですか。もしなければそれを出してもらわないと、誰も永遠にこの説明会に行きませんよ。

【出石稔会長】 今、その意見は先ほど私答えたはずですけども。

【吉原和行委員】 だけれども、説明会を開く意味がなくなります。

【出石稔会長】 だから、それをちゃんとホームページに表してくださいねと、我々今意見言ったのではないですか。それで担当課は対応すると答えたと思いますが、その点、違いますか。川戸委員と全然違う質問だから、そこを先に結論付けましょう。

要は、ホームページのパブリックコメントの期間について誤りがあるのは直す。それから、先ほど私も言いましたが、説明会についてこの1行では分からないと。少なくとも占用料の追加だと、駐車場が追加されるとかといった、ここで話した話をちゃんとオープンにしましょう。



【吉原和行委員】 それはどこにオープンするのですか、どこで。

【出石稔会長】 その同じことですか。吉原委員。

【吉原和行委員】 えっ。

【出石稔会長】 同じ意見ですか。違うことですか。

【吉原和行委員】 ちょっと僕は違う角度から聞いているのですが、今、会長がおっしゃったことはどこに記載される予定ですか。

【出石稔会長】 それを答えてください。

未定なら未定で結構です。

【経済観光課・黒羽秀昌課長】 経済観光課のホームページがありますので、そちらのほうにアップさせていただきたいと思っております。それでほかのところにもリンクがあれば、そちらのほうにもリンクしていくような形にしようと思います。

【出石稔会長】 どうぞ。

【吉原和行委員】 広報にもホームページのどこを見ればいいのか書けないのですか。それを1人で探していくことは、よほど市役所のことに精通していないとアクセスできませんと僕は思います。僕もこれ、出てみようかなと、会員の立場で考えたら、ではどうしたら分かるんだろうと思って、自分なりにあちこちホームページをワープしたんですけれども、分からなかった。もうちょっと説明してもらわないと、広報、知りようがないです。

【市民協働部・石井聡次長】 じゃ、ちょっと私のほうから。

【出石稔会長】 ちょっと待ってください。

まだ発言していない、石田委員、同じ関係ですね。

どうぞ。

【石田晴美委員】 すみません。私は広報ずしが届かないので教えていただいたんですけども、今回説明会を開くということで、その周知はホームページと広報ずしだけなんです。

先ほどの安達委員のお話だと、ここに駐車場ができるとかなり近隣に影響が及びそうだと、道路の関係、あるいは小学校が近い。その場合には、説明会にはこういう形で駐車場を造ります。ついては道路の往来が頻繁になって危ないので、こういうような建てつけにしますという説明会をするのであれば、町内会とか自治会経由で説明会をこういうことなのでやりますというような周知の仕方もあってもいいのではないのでしょうか。

以上です。

【出石稔会長】 ちょっと待って、話が二重三重になってしまうとまとまらないので、今の石

田委員の関係はちょっと置いてください。

その前に広報は紙面なので、紙媒体なので、今さら直せるわけではないですが、いずれにしても吉原委員から意見があった広報紙自体にもっと詳しく書くべきだという話です。

これについては、むしろこれは市民協働課かもしれませんが、紙面の紙幅の関係もあると思いますが、ほかの案件の運用とか、それも含めて市のほうはどのように考えているのか。

どうぞ。

**【市民協働部・石井聡次長】** 先ほど申し上げたパブリックコメントのページについては市民協働課のほうで管理をしているので、統一的な運用が可能ですがけれども、説明会のそのほか、審議会ですとか懇話会については各課任せになっているというのが現状です。ただ、一応のガイドラインは設けています。

今回の吉原委員のご指摘については、ホームページには、この説明会についてはきちんと記載があり、かつ日程を延期したことも載ってはいるのですが、ただ、その見つけられるような状況には言ってみればなかったもので、そこは適正なところに、もっと見つけやすいところに置いておくべきだったというふうに思いますので、それはすぐにでも、今日すぐにでも改善が可能だと思います。

併せて、パブリックコメントのように、一覧形式で、例えばここに行けば説明会何をやっているかどうかが分かるような形、あるいは検索でもう少しかかりやすく、見つけやすい形というのは市民協働課のほうで可能だろうというふうに思います。

広報紙の紙の上に分量を割いていくというのは、現実的にはなかなか難しいので、ちょっとでも関心がある方が簡単なキーワードでできるだけ見つけやすいというのが現実的な解決策かなと、市民協働課としてはそう考えています。

以上です。

**【出石稔会長】** という回答について吉原委員はどうですか。

**【吉原和行委員】** 分かりました。

**【出石稔会長】** それでは、次に、川戸委員の件はちょっと待ってください。ちょっと筋が違うので。

次に、石田委員からありましたこの周知方法として地元、地域、町内会等にお知らせすることはどうなのかというご質問についてお答えください。

**【経済観光課・黒羽秀昌課長】** 先ほどの説明でちょっと抜けてしまったようで、申し訳ありませんでした。

地元の小坪区会、あとは小坪の住民自治協議会とかのほうに情報提供させていただいております。

**【出石稔会長】** ということは、調査票1のその他のところに上げておいたほうがよかったですかね。その他のところに、今のおりのことを書いてもらったほうがよかったのではないですか。

石田委員、それでいいですか。それは加えてください。

それから、川戸委員からありました、これはちょっと意見が分かれるところだと思いますが、パブリックコメントのホームページを期間にしなければ見られない。あるいはそういう仕組みをしていると、一方で、今回はたまたま、要するに原案ができる時期によって早くからオープンにすることもできると思います。その対応について、川戸委員はできたものを早く、パブリックコメント期間が始まらなくてもオープンにすべきだという意見ですか。

どうぞ。

**【川戸裕祐副会長】** そうです。

今ほどの吉原さんの意見にもあったように、更新されたにしても、詳しく見たければ、その場で見られたら、見せるものがあるのであれば、掲載いただいたらいいかと思います。

以上です。

**【出石稔会長】** 更新というか、要はパブリックコメントというのは意見出せる期間ですが、その意見の元となる政策案、今回の場合は条例素案について、期間前から見せるべきだという、制度の運用の仕方になりますが、それはそれがベターには違いないと思います。それに対して、運用ができるがどうか含めてなのだけれども、市側の考え方はありますか。

どうぞ。

**【市民協働部・石井聡次長】** 現実には、パブリックコメントの初日をもって、そこに合わせて案をつくっていくという作業をしていることがほとんどで、数日前に、例えば月曜日からパブリックコメントが始まる時に、金曜日中にホームページにアップするということはあるかなと思いますけれども、今回のこの件の場合なんかですと、パブリックコメントの期間は半月後に決まっているけれども、そもそも案が説明会も終わっていないので、一切出せないというときに、どういう案内をするのが親切なのかというところはご意見をいただきたいところです。

数日前に出すことはできるのですが、例えばあまり早く出してしまうと、パブリックコメント期間前にいただいた意見の扱いみたいなのところも、現実には過去問題になっていることもありますので、所管からすると、案ができていないことにして、結局はパブリックコメントの初

日に案を出すということになってしまうのではないかというふうに思います。

【出石稔会長】 吉原委員。

【吉原和行委員】 角度を変えて言いますと、今まで出させていただいて感じたことは、市民からの声あまり上がってこない。説明会の出席も少ないし、パブリックコメントも意外に少ない。それは周知の方法に改善すべき点があるからではないのですか。そういう意味で、僕は指摘しているのですけれども。

【出石稔会長】 その点は、こうしたらどうでしょうか。

今回の案件ということではなくて、制度、運用の仕方を今後、検討してもらおうということでしょうか。

逆に、ばさっと切った制度論を言うと、それを含めて30日というやり方が、国のパブリックコメントもそうなのです。それがいいかどうかではないです。30日という期間を取っているから、その30日間に仕様を見て、意見が出せる期間という設定の仕方がこの制度ができたときの考え方です。

ただ、より自治体の場合には市民に密接な政策を取り扱うから、2人がおっしゃられたようなやり方はもちろんあるだろうけれども、実際に今度はばらばらになります。本当にぎりぎりに政策案が出来上がってくるころもあれば、早くからできてくるころもあって、早く出ているところが、できていたにもかかわらず、何でおまえのところは当日でなければ出さないんだという、今度逆にそういう苦情も出る可能性もあるわけです。

だから、ちなみに、横須賀市は予告という制度を打っています。予告をして、予告のところで、うんと簡単な概要を上げて、期日からパブリックコメントの資料が出て意見を出させるというやり方をしています。それがベストかどうか分かりませんが、それらを含めてちょっと検討していただくということで。

市民目線はよく分かるけれども、実際に、逗子の各セクションはパブリックコメントのためだけに仕事をしているわけではないです。なので、そこは市民の意見に対して厳しいようだけれども、効率的かつ効果的なやり方をさらに市民協働課を中心に検討していただくことにさせてもらいたいと思いますが、ご異論があったら、おっしゃってください。

よろしいですか。

では、これは宿題として、どういう解決策があるか分かりませんが、投げかけておきたいと思います。

話を戻して、1番についての審査内容は先ほど私申し上げましたが、それでよろしいでしょ

うか。

では先ほどのとおりとさせていただきます。

経済観光課さんありがとうございました。

-----障がい福祉課-----

【出石稔会長】 続いて2番、障がい福祉課さん。お願いします。

準備ができましたら、2番の説明をお願いいたします。

どうぞ、いつでも。

【障がい福祉課・雲林隆継課長】 障がい福祉課の雲林と申します。よろしく願いいたします。

障がい福祉課のほうから今回提案させていただいていますのは、条例に基づいて市単の事業として実施しております重度心身障がい者手当支給事業でございます。こちらの事業につきましては、昭和43年から始まっておりまして、もう50年超経過している事業です。この間、例えばですけれども、平成19年度の障がい者権利条約の署名をきっかけに障がい者総合支援法の施行、それから児童福祉法の大規模な改正などによって、障がいのある人を取り巻くサービスや環境も整備されてきつつある一方で、こういった手当につきましては、少々の改正はあったのですけれども、当事者団体からの要望を踏まえまして、今回、体制見直しをさせていただきたいということで、その手続きの一環として市民参加手続きのほうを今回検討しております。

その中身としましては、お手元の資料にもございますとおり、本年5月に市の総合的な障がい者施策の計画を策定する際の意見聴取の場であり、また当事者団体ですとか、公募市民、それから障がい福祉に関わる関係機関、事業所がメンバーとなっております障がい者福祉計画策定等検討会の中でまず意見を聴取しようと考えております。その後、8月に市民向けの説明会を実施させていただき、それから9月にパブリックコメントを実施させていただこうと考えております。パブリックコメントにつきましては、こちらの資料にある通常の市内の各所管、それから施設のほかに、この事業の特性上、市内にある福祉関係、それから特に障がい福祉の関係の事業所も含め、全部で36か所、閲覧場所を設けてご意見をいただこうかと考えております。

まず、ご説明は以上でございます。

【出石稔会長】 それでは、この案件につきましてご意見、ご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。

一応確認ですけれども、スケジュールがついておりますが、令和4年度までは一連の手続き

が書いてあるけれども、この政策、政策というか、これ自体は額と対象者の見直しということ  
は、今年の12月議会に出される議会への予算なのかな、ちょっと分からないですけども、そ  
れでこの政策の成就ということによろしいですか。

【障がい福祉課・雲林隆継課長】 基本的にはそのとおりでございます。

今、ご説明差し上げた市民参加手続きを経まして、12月に条例案を議会に提出する。それから  
その後3月議会で予算案を議決していただいた暁には、令和4年度から改正という流れになり  
ます。

【出石稔会長】 分かりました。失礼しました。予算は直接はこの市民参加の対象ではないの  
で、条例案についてということですね。

【障がい福祉課・雲林隆継課長】 はい、基本的にはそのとおりでございます。

【出石稔会長】 今年度中にこの市民参加手続きは終了するということですね。

【障がい福祉課・雲林隆継課長】 そうです。

【出石稔会長】 いかがでしょうか。特にこれはないですか。

では、よろしければ、この案件については審査内容は適当ということによろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

障がい福祉課さん、ありがとうございました。

【障がい福祉課・雲林隆継課長】 ありがとうございました。

-----社会福祉課-----

【出石稔会長】 では、続いて3番が社会福祉課さん、お願いいたします。

準備が整いましたら、3について説明をお願いいたします。

【福祉部・廣川忠幸次長】 社会福祉課 廣川と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

私どものほうからご提案をさせていただきましたのは、逗子市地域福祉計画地域活動計画、  
いわゆる福祉プランとこの計画です。こちらの計画のほうの改定の内容でございます。こちら  
につきましては再来年度が改定年度になりまして、来年度におきましては、意見聴取のアンケ  
ート調査を実施させていただきまして、アンケートを踏まえまして、骨格的なものをつくりた  
いというふうに考えてございます。

また、社会福祉法が改正されたことに伴いまして、福祉のそれぞれの計画につきましては、  
横串を刺す計画を位置づけるということで、今まで逗子市福祉プランが同様の内容にはなっ  
ていたんですが、そちらのほうを逗子市福祉プラン、いわゆる法上の地域福祉計画と位置づけま  
して、地域福祉計画、地域活動計画ということで、一体型になっていたのですが、そちらのほ

うを地域福祉推進計画（仮称）です、そういったような形で福祉活動計画と併せて策定を検討しているものでございます。

スケジュール的には、実際の改定作業に当たりましては、資料にございますとおり、来年度はアンケートを実施して、関係団体等の意見聴取を行わせていただきます。その結果を基に、ある程度骨格、骨子の案を作成いたしまして、令和4年度に本格的な改定作業に入りたいと思います。こちらのほうの改定作業等々につきましては、市民も参加しております懇話会の中で意見聴取をしながら策定作業を進めていきたいと考えてございます。

それに伴いまして、令和4年度におきまして素案が作成できたところで、市民説明会、パブリックコメント等を実施いたしまして、最終的に策定というような運びにさせていただきたいというようなスケジュールでございます。

以上でございます。

【出石稔会長】 はい。これは石井さんのほうに確認になるかな。これは評価のほうは再来年度になるのですか。

【市民協働部・石井聡次長】 はい、そのとおりです。

【出石稔会長】 再来年度ですね、2年間かかりますので、今、審査としては2年間分の市民参加手続きについて審査をして、完了は再来年度のときに我々は評価をするということですね。

それも前提にしてご意見等をお願いいたします。

【石田晴美委員】 今アンケート調査を実施予定ということだったのですが、具体的にどういう形のアンケートを実施する予定なんでしょう。無作為抽出でやるのか、あるいは関係団体に配るのか、その手段は紙なのか、紙はどうやって配るのか。あるいは今スマート自治体とよく言われていますけれども、グーグルフォームなんかでネットで簡単にアンケートも取れるようになってきているので、そういったものも使う予定があるのか、その辺を教えてください。

【出石稔会長】 それでは回答をお願いいたします。

【福祉部・廣川忠幸次長】 アンケート調査につきましては、基本的には無作為抽出を行いまして、2,000件程度のサンプルを取りたいと思っているところでございます。そちらにつきまして、それぞれ内容につきましては、まだ細かい内容については決まっていはいないのですが、そういったアンケートの内容を地域の内容でございまして、前回の内容と比較する部分もあるかと思えます。それは地域の情勢というところでは確認をする事項が出てきます。そのほかに新たな事項ということで想定しているような内容を少し細かいところでも意見を取りながら、アンケートの案を作成させていただいた上でアンケートを実施したいというふうに考え

ているところでございます。

また、計画の策定に当たりましては、それぞれ関係団体等にもアンケートではなく、直接ご意見を伺ったりとか、あとは懇話会のメンバー等に一般の市民等関係者、いわゆる関係機関の委員もいらっしゃいますので、そういったところからも併せて意見を聴取しながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

【出石稔会長】 石田委員、よろしいですか。

どうぞ。

【石田晴美委員】 質問の際にもお話ししましたが、ネットアンケートというのは、今回もオンラインの初めての会議ですけれども、いかに効率的にお金をかけないでできるかというので、今まではずっと紙で無作為抽出でというのが、無作為抽出ということは郵送ですね。切手貼って送るのですね。

【福祉部・廣川忠幸次長】 はい。

【石田晴美委員】 試しに、ちょっとスマートというか、オンラインというか、ネットとか、あるいはスマホでのアンケートというのも、それだったらすぐにもうデータは分析も可能なので、ちょっと初のトライというか、そういうのは今までも、ほかのところでもやったことはあるんですか。いつも今まで同じように紙で無作為抽出でというと、ずっとそれですね。何かこの時代にもっとスマートなやり方を、最初は最初なので結構いろいろと手間はあろうと思うんだけど、どこかが先陣切ってやらないと、いつまでもずっと紙で郵送でというのをかけ続けるのか、何かちょっとこちらでということではないのですけれども、お考えになられてもいいかなというふうに、感想です。

以上です。

【出石稔会長】 感想ですけど、例えば調査票の内容がなかなかスマートアンケートには対応しにくいすごいボリュームになっているとか、何か状況があるかないかとか、あとは確かに高齢者などが、高齢者ということで別に差別するわけではありませんが、対応しにくいというようなこともあると思うのです。ハイブリッド的な方法もあると思いますが、何かそういう議論とはしたことはないですか。

【市民協働部・石井聡次長】 やはりですね、今、先生の方からもお話がございましたご高齢の方というのが地域でお話を伺っている限りだと、なかなかネット環境にはなじまないというような話がございます、そういったところでは無作為抽出があるのですけれども、配慮が必要かなというところでは、紙というのが今までベースでございますので、そういったところで



やらせていただきたいというふうには考えているところでございます。

ただ、今、委員がおっしゃったところでは、当然世代によってはネット環境で意見は取れるところもあるかと思うので、今後の課題とさせていただきたいというふうに思っております。

【出石稔会長】 石田委員、よろしいですか。

安達委員。

【安達健委員】 今の石田委員のお話と少し関連するのですけれども、無作為抽出で2,000件という数字が出ていますけれども、これはほかの案件でも実は今回出ているはずです。みんな2,000件なんです。ということは、2,000件で無作為抽出することによって市民の意見をどれぐらい代表できるかという数字を市として持っているかという疑問が1つ。

あとは、2,000件を抽出するための抽出テクニックとして、あとは小坪区であったり、逗子区であったり、沼間区であったり、それぞれの地区のブロックの中から抽出するというほうが全体を代表しやすいだろうし、もしかすると件数は減らすことができるかもしれないと、個人的には考えています。そういった分部に関して、しかるべき精密統計家ほかと懇談したことがあるかどうかなので、これは意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

【出石稔会長】 意見ですけど、答えていただけますでしょうか。抽出が2,000人抽出で、大体4割とかぐらいが多いと思うのですけれども、回答についての優位性、それと抽出の方法の今提案がありました、どうぞ。

【市民協働部・石井聡次長】 これは恐らく数を見ているのは市民協働課ですので、こちらからお答えしたほうがいいかなと思います。

6万人弱の人口の中で有意差を統計的な数字で判断する上では、2,000から3,000ぐらいは抽出をしないと優位なものが出てこない。今までは紙でやっぴして、比較的逗子の場合は高齢の方が多いいこともあって、6割とかかなり高い回収率で来たので、大体このぐらいの数字で意味のあるものが取れていたというのが現状だと思いいます。

なので、6万人という人口に対しての抽出率としては2,000から3,000というのが数学的な話として言えると思いいます。

【出石稔会長】 あと抽出方法ですね。

【市民協働部・石井聡次長】 抽出方法は階層を取った抽出というのは通常していないので、単純な無作為抽出なので、例えば2,000であれば6万分の2,000なので、その感覚で住民票の間隔を空けて1番の次は例えば50番であれば、50人間隔だし、そういう形なので、地域に分けた、

あるいは年代を取った、あるいは性別を取った形での階層を分けた上での抽出方法というのは取っていないと思います。その上で必要があれば回答者の属性として年代、性別、あとは今ご指摘いただいた居住地域別というのは、あとからのクロス集計でかけている場合というのがほとんどだと思います。

以上です。

【出石稔会長】 安達委員からそういうご提案もあったので、今後、多分今回のケースということよりも、いろいろな政策立案に当たって場合によっては地域性を検討しなければいけないケースなんかもあると思うのです。施設建設なんかそうですね。なので、これも今後の宿題ではありませんが、多様な民意というか、意見の把握という観点からはいろいろな方法を考えてみる。先ほどの石田委員からもそうですね、考えてみるといいのではないかと思います。そんなところで安達委員、よろしいですか。

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

吉原委員。

【吉原和行委員】 つまらないことですがけれども、懇話会のメンバー表で、1、メンバーが17と書いてあるけれども、これは18ですね。下のアドバイザー1名を入れて19人ですか。

【出石稔会長】 ちょっと分からなくて。17というのはどこですか。

【市民協働部・石井聡次長】 これは次の案件、4番です。今、3番中なので。

【吉原和行委員】 間違えた。

【出石稔会長】 では、次でいいですか。

【吉原和行委員】 はい。

【出石稔会長】 そうですね、現在11人ですかね。10人プラスアドバイザー1名ですね。念のため確認ですが、この2割というのはアドバイザーを入れなくて、10人中2割ですね、公募市民。どうでしたか、ちょっと忘れてしまったのだけれども、こういう場合、どうしていたか。

【市民協働部・石井聡次長】 入れています。アドバイザーも含めて分母です。

【出石稔会長】 足りていないね。だけれども、これは前からずっとそうです。

今、私が確認しているのは、市民参加なので、こういう審議会や懇話会への市民参加の割合2割というルールに対して、福祉プラン懇話会はメンバー10人、プラスアドバイザー1名、そして公募委員が2名、これは要件を満たしているのでしょうかという質問です。

【福祉部・廣川忠幸次長】 申し訳ございません。

懇話会の要件といたしましては、ちょっと足りないようなところはあるかと思います。今回公募の市民の委員さんにつきまして、5月末から一応公募の形で再度応募をかける予定でございます。その中で、全体の構成としてはきちんとなれるようにやっていきたいというふうに考えてございます。

【出石稔会長】 この計画、先ほども冒頭あったとおり2年間これから進めていくことですから、もともと福祉プラン懇話会は継続してあるものですが、今回のこの策定に当たって満たすように今後対応していただきたいと思いますが、よろしいですか。

【福祉部・廣川忠幸次長】 はい。

【出石稔会長】 そういうふうに動いているということですね。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、この案件については、今示されている段階では、懇話会の市民率が達していないので、条件付きとせざるを得ないような気がします、いかがでしょうか。条件付き相当として、懇話会の市民率を充足するよというコメントをつけるということはどうでしょうか。

よろしいですか。

では、そのようにさせていただきます。

それでは、社会福祉課さん、ありがとうございました。

【市民協働部・石井聡次長】 社会福祉課でもう一つ4番もでございます。

【出石稔会長】 4番、続けてどうぞ説明をお願いいたします。

【福祉部・廣川忠幸次長】 申し訳ございません。4番につきましては、計画の改定でございます。今福祉プランと一体的になっております逗子市地域福祉計画・地域福祉活動計画、こちらにつきまして新たに（仮称）ですが、地域福祉推進計画・地域福祉活動計画ということでアクションプラン的なものにつくり直してやっていく予定でございます。

スケジュール的には、先ほどお示しいたしました福祉プランと一体的に意見を聴取等を実施を考えております。

また、策定のスケジュールにつきましても、こちらについても令和4年度が改定の年になりますので、令和4年度中に素案等作成いたしまして、パブリックコメント、市民説明等々させていただきながら策定をしていきたいと。また、策定に当たっては、同様に懇話会におきまして意見聴取をさせていただいたり、あるいは関係機関等にご意見を賜ったりするようなことを今検討してございます。

以上でございます。

【出石稔会長】 これで先ほどの吉原委員の質問ですよ。

19と書いてある、この中の調査票1の付表、それに対して実際にはどうなのかという質問でよろしいですか。ではお願いします、回答を。

【吉原和行委員】 18です。

【福祉部・廣川忠幸次長】 18でございます。申し訳ございません。

【吉原和行委員】 ここに17と書いてある。

【福祉部・廣川忠幸次長】 はい、申し訳ありません。

【出石稔会長】 この付表の方が間違いですね。18ですね。

【福祉部・廣川忠幸次長】 審議会全体の人員としては、申し訳ありません。全体の枠として欠員の数をちょっと入れてしまっているの、ここが19となっていますが、実人員といたしましては、アドバイザーを含めまして18名ということになります。

【出石稔会長】 欠員を除いて実数が17、表は。分かりました。

ほか、いかがでしょうか。

石田委員、どうぞ。

【石田晴美委員】 こちらも社会福祉課さんで、福祉活動計画の策定で令和4年度ですね。先ほどの逗子福祉プランではアンケート実施するというので、そのアンケートに何か活動計画についてのアンケートを盛り込んでフィードバックということは可能でしょうか。

【出石稔会長】 どうぞ、社会福祉課さん。

【福祉部・廣川忠幸次長】 今現在一体的にアンケートを実施することを考えております。当然その福祉プランに関わる内容ということの部分と、地域福祉活動計画・地域福祉計画、こちらに関わる部分ということで、それぞれ内容を盛り込んだ形での意見の聴取を検討しているところであります。

【出石稔会長】 それは基礎調査ですね。

【福祉部・廣川忠幸次長】 はい、そうなります。

【出石稔会長】 付表があつて、多分2,000人というのは同じですか。4枚目ですね。

石田委員よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

こちらについては誤記の修正はしていただくという前提で、適当でよろしいですか。

では、そのようにさせていただきます。

では、社会福祉課の2件、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

【福祉部・廣川忠幸次長】 ありがとうございました。

-----企画課-----

【出石稔会長】 では、続いて企画課、お願いいたします。

準備整いましたら、5番の説明、お願いいたします。

【企画課・仁科英子課長】 それでは企画課の仁科と申します。よろしくお願いいたします。

5番目、逗子市総合計画（中期実施計画）の策定についてご説明させていただきます。

【出石稔会長】 ちょっと待ってくださいね。この案件は私はいったん抜けたほうがいいのか。

【市民協働部・石井聡次長】 失礼しました。進行から外れるんです。

【出石稔会長】 そしたら、副会長の川戸委員、すみません。私は総合計画審議会の会長なものですから、この案件の審査に加わるわけにいかないです。なので、私はこの間一旦ミュート、ビデオ停止しますので、議長交代してください、お願いします、経過を聞きますので。

では、お願いします。

【川戸裕佑副会長】 では、企画課の仁科さんお願いします。

【企画課・仁科英子課長】 それでは改めまして、逗子市総合計画（中期実施計画）の策定についてご説明させていただきます。

現在の総合計画は、基本構想と実施計画の2層で構成されています。

計画期間につきましては、基本構想が2015年から2038年の24年間、実施計画が8年ごとでございます。現在の実施計画、前期実施計画が2015年から2022年という形になっております。この度、前期の実施計画が2022年で終了することから、次の8年間の中期の実施計画を策定するということで、2021年度、2022年度、2か年で行う予定でございます。

策定作業としましては、まず前期実施計画の課題を整理し、また、中期実施計画のやり方を検討するところから始める予定でございます。策定方針、策定方法につきましても今後審議会に諮りながら検討していく予定です。

今回、市民参加の対象事項の区分としましては、1番となっております。

当該事業の主な対象者としましては、市民を想定しております。

事業の概要は先ほど申しましたとおりです。

実施します市民参加の方法としましては、現段階で明確に決まっているものを上げさせていただきます。パブリックコメント、審議会と意向調査です。

その下の段になりまして、今の市民参加の方法を選択した理由でございます。順番が意向調査から記載しておりますが、意向調査につきましては、いわゆる市民の意識を把握するために行うもので、アンケート調査を行う予定です。無作為抽出しました市民2,000人に対して郵送する予定です。

審議会につきましては、総合計画審議会での審議を予定しております。総合計画審議会条例で計画の策定及び進行管理に関し、必要な調査及び審議を行うことが当審議会の所掌となっていることから、この審議会を開催するという事を考えております。

パブリックコメントにつきましては、広く市民から意見を聴取するために行います。

次に、付表のほうのご説明になりますが、そちらでパブリックコメントについては、大体2か年で市民参加の手続を取るのですけれども、パブリックコメントはその最後の段階で行うことを想定しておりまして、なるべく広く市民の方の意見を聴取するために、通常よりも多い施設に配架をする予定です。福祉会館、療育教育総合センター、保健センター、子育て支援センターにも計画案を配架する予定としております。

次に、審議会ですが、総合計画審議会に諮問する予定でございます。

別添のほうで名簿を添付しております。委員が15名いらっしゃいまして、そのうち公募市民の方は4名ということで、公募市民の割合は26.7%です。開催回数ですが、現段階では2021年度は予算化しておりまして、4回開催する予定でございます。来年度につきましては4回開催するうち、策定につきまして審議しますのは3回を今考えて、全体で7回となっております。開催回数のところ記載が8回となっておりますが、こちらは7回に訂正させていただきます。

次に、意向調査につきまして、まちづくりに関する市民意識調査というものを2021年の10月頃から行う予定です。これまで総合計画の基本計画といったものが当時はあったんですけれども、それを策定するのが大体5年に1度ございました。ですので、その策定に合わせて5年に1度市民意識調査を行ってまいりました。今回、総合計画自体が基本構想と実施計画の2層となっております、8年ぶりの策定となります。その実施計画の策定に合わせて市民意識調査を行うといったものです。

説明につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

**【川戸裕佑副会長】** はい、ありがとうございます。

では、ご意見をお願いいたします。

石田委員、お願いします。

**【石田晴美委員】** すみません、先ほどの社会福祉課のアンケート調査でも申し上げたのです

けれども、今度総合計画で中期実施計画で8年ぶりの改定ということですので、逗子市は将来どういうふうになりたいのか、なっていくべきなのか、協働ということを考えて市民は何をして市は何をするのかと盛り上げていきたいですね。そのときに、2,000人の意向調査だけかなという、やはりワークショップであったり、あるいは若い世代、高校生を巻き込むとか、中学校でもいいのですが、とか、あとスマートを使ったオンラインのアンケート調査とか、何かもつとすごく市の行政の中で真ん中に入ってくる、これからのありたい姿を市民と一緒に考えるということであれば、もっといろいろな方策を市民参加としてお考えいただいてもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

【川戸裕佑副会長】 はい、ありがとうございます。

いかがでしょう。

【企画課・仁科英子課長】 まず、総合計画の策定で前回、ワークショップ実施しております。実は、今回コロナ禍で軒並みどこの自治体も総合計画の策定をはじめ、ワークショップが大変しにくい状況となっております。私どものほうも、どのような形で市民の意見を聴取できるかというのを模索しているところでございます。

ですので、現段階で明確に決まっているものを申し上げまして、今後、策定方針を検討していく中で、市民の意見聴取のやり方についても、どういうやり方がこのコロナ禍の中でできるかということも、併せて検討していきたいと思っております。

【川戸裕佑副会長】 ありがとうございます。

ほかに、石田委員、どうぞ。

【石田晴美委員】 これから市民参加の方法をもうちょっと考えていきたいということになると、私たちが今やっている審査というのは、新しい方法が加わるとまたどんどんやるのか、そうではなくて、もう少し考えていただきたいということのコメントを付して、あとはお任せでできる方法をして、事後で評価するということでしょうか。これは事務局に伺いたいのですけれども。

【市民協働部・石井聡次長】 何か方法が変わったからその都度審査というよりは、今回のここである程度及第点が取れていれば、そのままやり、60点が80点、90点に新たに加わったものがあつたら、それは後で報告いただくという形です。もうこの段階で足りない、点数達していないということであれば、当然再度審議いただくということはあるかなと思いますけれども、一定達していれば、先ほどの部分というのはできたらやるという類いのものだと思います。

【川戸裕佑副会長】 はい、ありがとうございます。

市民参加の方法としては3つありますので、条件は満たしているかと思います。

ほかにご意見ある方はお願いします。

では、ないようでしたら、この件は適当ということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、適当とさせていただきます。

企画課さん、どうもありがとうございました。

【企画課・仁科英子課長】 ありがとうございました。

-----下水道課-----

【出石稔会長】 川戸委員ありがとうございました。毎度この案件のときは私は関われないので。

それでは、6番に入ります。下水道課さんですね。

準備が整いましたら、ナンバー6について説明をお願いいたします。

【下水道課・須田正二課長】 下水道課の須田と申します。よろしくをお願いいたします。

本日は、下水道使用料の改定についてご審議をお願いしたいと思います。

下水道使用料は水道料金と一緒に、下水道を使用している方から徴収をしているものです。下水道使用料の用途につきましては、下水道の維持管理費と建設に伴った資産の減価償却費に主に充てるものです。

下水道の運営の中でも汚水と雨水というのがありまして、汚水については下水道使用料で使用者が負担をする、雨水については公費ということで税金で負担するというところでございます。

会計の制度につきましては、平成30年度までは特別会計ということでしたが、令和元年度から企業会計に移行しました。会計の手法が変わったことで、財務諸表を作るようになりました。そういうことによって、赤字というものが一目瞭然で出てくるようになりました。平成元年度の決算で1億3,000万円の赤字ということになっております。市の監査から、この赤字については早急に解消しなさいという命題も出ておりまして、逗子市の下水道使用料も平成17年度から約15年間改定していないものですから、神奈川県でも比較的低位のほうの部類に入っています。監査からもその辺を指摘を受けておりまして、早急な改善を図るよというところでございました。それらの指摘を受けて、今回、ここに示させていただきました。

区分といたしましては、(2)の市民に権利を与え、または義務を課し、著しく市民の権利を制限する条例の改正ということになりますので、こちらの2番に該当させていただきました。

主な対象といたしましては市民。



事業概要といたしましては、独立採算の原則に基づき、繰入金に頼らない運営、いわゆる赤字で一般会計からの繰入金に頼らないということです。補填を減らすという。将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続するため、その財源となる下水道使用料の改定を行う事業概要になっています。

市民参加の手法といたしましては、パブリックコメントと下水道事業運営審議会での審議ということになっております。

別添の資料にスケジュール表と委員名簿、審議会の条例を付しています。

パブリックコメントの方法ですけれども、記載のとおり実施予定で、期間としては8月中旬から9月中旬を予定しています。委員の構成ですけれども、名簿のとおり市民委員が5人、学識経験者1名、関係機関の職員1名、合計7名でございます。公募市民の割合は71.4%、審議の予定といたしましては4月、6月、7月で7月に答申を予定しております。

めくっていただきまして、審議会条例があるのですけれども、条例の第2条の(2)審議する事項ということで、下水道使用料ということになっております。

次をめくっていただいて、使用料改定に向けてのスケジュールというものがここに出ています。4月から7月に審議会を開きまして、8月、9月でパブリックコメント、10月に条例案の提案をいたしまして、12月に条例改正という手順で進んでいきます。

料金改定の施行の時期は令和4年7月1日を現在予定しています。

以上です。

【出石稔会長】 それではご意見ご質問等お願いいたします。

吉原委員、お願いします。

【吉原和行委員】 ユーザーとして素朴に、パブリックコメントで確かに意見は吸収できるかもしれないのですが、審議会が終わった後、ユーザーとの直接、コロナの問題があるかもしれませんが、市民に、ユーザーに説明する場はないですか。

【下水道課・須田正二課長】 今まだ確定ではないのですが、8月のパブリックコメントに合わせて、市民説明会の開催に向けて検討に入っています。

【吉原和行委員】 それはぜひお願いしたいと思います。これは生活に直結する、家計にも影響するし、それからよく世上で言われているインフラの老朽化に対しても我々率直に知りたと思っていますので。

【出石稔会長】 まだ検討中だけれども、市民説明会をする計画があるということですね。

【下水道課・須田正二課長】 そうですね。今後のまたコロナの状況にもよるのですが、でき

ればやりたいということで考えています。

【出石稔会長】 では、安達委員お願いします。

【安達健委員】 今のお話ですけれども、まさしく我々の生活に極めて密着する部分なので、仮に市民説明会なんかを行うにしても、かなり丁寧に説明しないと、多分相当意見が出るのではないかというのが懸案事項です。

今、数字の件に関して、1.3億円の赤字が指摘されていて、それを解消するために、市民に対してどういうふうな負荷をかけていくのかという基本的な考え方が、現状で全くないのが不安なのが1点と、あとはこの1.3億円の赤字が計上されるに当たって、実際に下水道に関連する使用料の収入が幾らあって、それに対して支出が幾らあって、どこの部分のバランスがこの赤字に寄与するのかというのが、我々としては知りたいということで、意見として申し上げます。

【出石稔会長】 そのあたりはパブコメなり審議会に出されるのでしょうかね。

【下水道課・須田正二課長】 まず、4月上旬に諮問いたしまして、改定率ですとか、どの層にどのぐらいの改定をするのか。水量の多い人、少ない人のバランスですとか、実施時期についてもその審議会の中で諮っていただいて決定をしていきます。その後、答申を受けてその答申に基づいて、パブリックコメント等を実施していくということになります。

【出石稔会長】 分かりました。ほか、いかがでしょうか。

この関係はどうしても、市民にとって値上げというのは非常に反対論が出てくるところですが、市民参加というのは賛否じゃなくて、しっかり意見を求めるものだから、今、安達委員がおっしゃられたように、その意見を出せるような説明が必要だと思いますので、その点にご留意ください。

では、ほか、なければこの案件については適当ということで審査結果としたいと思います。

ありがとうございました。

【下水道課・須田正二課長】 ありがとうございました。

-----教育総務課-----

【出石稔会長】 では7番。教育総務課さん。お願いします。

準備ができましたらお願いします。

【教育部・佐藤多佳子次長】 教育総務課です。よろしく願いいたします。

私どもの案件は、本年度の計画の策定になります。

案件といたしましては、逗子市学校施設の長寿命化計画、こちらの策定を今年度中に行うために市民参加のほうを現在実施してきているところでございます。

調書に沿いましてご説明いたします。

まず、総合計画実施計画における名称ですが、第2節4番の学校教育の充実したまちとなります。

市民参加の対象事業の名称は逗子市学校施設の長寿命化計画、こちらの策定となります。

市民参加の対象区分といたしましては、4号の市の施設の設置、改修、用途変更等に係る計画の策定または変更としております。

当該事業の主な対象者といたしましては私立小・中学校の施設を利用するもの、主に児童生徒、教員等、または地域の住民の方としてございます。

事業の概要ですが、学校施設の中期的な維持管理に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図り、学校に求められる機能、性能を適切に維持していくことを目的に基本的な方針を定めるものとなります。

市民参加の方法といたしましては、パブリックコメントと、その他市民説明会を実施いたしました。具体的には市民説明会が令和3年2月6日、あと、パブリックコメントが令和3年2月22日から3月23日、本日までということで、今、実施をしているところでございます。

こちらの市民参加の方法を選択した理由につきましては、学校というのは児童生徒だけではなくて、避難所ですとか、コミュニティー活動の場として地域の住民の方などに広く使われることから、より広い市民の方のお声を聞けるようにということでパブリックコメントと市民説明会という手法を選択いたしました。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

**【出石稔会長】** 最初に確認させてください。

これは、もう市民参加実際終わっているのですけれども、事前に審査ができなかった理由は何でしょうか。我々の審査会で事前に審査会にこれが図られなかった理由は何ですか。

**【教育部・佐藤多佳子次長】** こちらの計画の策定につきましては、文部科学省のほうから今年度中ぐらいまでに策定をするようにということが求められているものです。

実際といたしましては、本来、昨年この時期に審査会のほうにおかけしているものだったと思うのですけれども、その時点でこの計画を本年度、令和2年度中に策定するという方針を決めていなかったものですから、この結果になっているということでご理解いただければと思います。

**【出石稔会長】** そうすると今日、変な話、ここで審査して了と言えないと思いますけれども、今さら。参考に出されているのはいいけれども、審査して適當と言えないと思います。不適當

ともちょっと言いようがないと思うのですけれども。

要は、本来ならば、いろいろな理由があつて審査には付せられなかったけれども、4月を超えて評価の段階で、こうこうこういう理由で審査には出せなかったという説明をして、実績を報告するのはそういうことだと思ふのですけれども、ただ、それを前提なんだけれども、せっかく今日開いているので、予告ではないけれども、一報、ここで報告をしておきたいという趣旨だったら理解できるのですけれども。

すみません、委員の皆さんの意見を聞く前に先に言ってしまったのですが。

どうぞ、関連しますか、吉原委員。

どうぞ。

【吉原和行委員】 スケジュール表もないですか。

【教育部・佐藤多佳子次長】 すみません。おつけしてございません。申し訳ありません。

【吉原和行委員】 次の質問いいですか。

【出石稔会長】 ちょっと待ってください。

今のこの提出された趣旨をもう一回確認させてください。

【教育部・佐藤多佳子次長】 今年度中に計画を策定するに当たりまして、市民参加を必要というふうに、こちらの第7条第4号のほうに該当するものと考えておりますので、説明会及びパブリックコメントのほうを開催してまいりました。

こちらの市民参加の手法が適切かどうかをご判断いただくための審査会というふうに認識しております。

【出石稔会長】 最後聞き取れませんでした。

【教育部・佐藤多佳子次長】 私どもの行ってきました説明会とパブリックコメントという市民参加の手法が適切かどうか、ご審査いただく場と考えております。

【出石稔会長】 それは評価です。終わった後に、例えば参加がどうだったとか、説明会の内容がこういう点はどうだったのかというのが我々の次の役割で、今この審査というのは、市民参加をするに当たって、こういうやり方でやりたいんだけどどうかというものです。だから最初に言ったとおり、今さら今日出されてもいいなんて言えないし、駄目と言ってももう終わりなのでしょうということです。

市民協働課のほうの見解を。

【市民協働部・石井聡次長】 おっしゃるとおり、去年の3月にかけられなかったので、通常で言えば、今年の7月にやっている評価のところ2月、3月にこういうふうにやりましたけ

れども、事前の審査なしに結果だけの審査ですということも考えたのですが、今日までパブリックコメントをやっていたので、まだある種途中だったので、この計画の決裁は終わっていない。まだ作成途中なので、いや、これはまだこういうやり方、考え方があるのではないのかと言えば、若干の手戻りはあり得るだろうということで、たまたまこの23日だったので、まだ戻れる可能性はあるので、確かにここでご意見を聞くのは中途半端で申し訳ないところもあるんですが、事務局の判断としては、これは出して見ていただくというふうに判断しました。

申し訳ありません。これは最初にご説明するべきでした。失礼しました。

【出石稔会長】 前向きな考え方で、手戻りもあり得るといふふうに言っていましたので、それも含めて、どうぞご意見。

吉原委員、どうぞ。

【吉原和行委員】 これホームページで読んだんですけれども、22ページくらいありましたよね。この内容は、今まで学校の設備というのは、50年で建て替えるというのを80年まで使おうと、それがトータルとしては非常に安いと。総額200億円の費用、200億円が妥当かどうかは分かりませんが、それだけの規模のプロジェクトをいきなりパブリックコメントだけで、今伺ったような、非常に押せ押せのスケジュールの中で決めていいのかなと、今僕率直にあまりにも性急過ぎるのではないかと。

これは考え方を変えてみれば、私も子供を30年前に学校入れましたけれども、当時ですら、30年前ですら、ひどい学校だなと、汚いし、老朽化しているなど思ったのが、さらにまた80年使おうというのは、子供の安全という面で、十分担保される案なのかどうかということもどこまで検討されたのか。

専門家に多分調べて、第三者の専門家を使って調べたと思うんですけれども、そのあたり一体どうなのか、ただ、こういうものを、教育上の安全に関わることです。それは十分に市民に伝わっているのかなという懸念です。

もう一つは、このコロナでリモートワークが進んで、逗子市に引っ越して、のんびりと仕事でもしようという若い人も増えてきているわけです。そうすると、まず頭をよぎるのは、子供を入れる学校がどういう設備かというのを見て、重要な要素だと思うのです。最近では行っていませんけれども、30年前の姿を考えると、この学校に子供を入れたいと思うような校舎とは外から見ても思えない。その辺、逗子の魅力というのをただ単に教育は物すごく大事で、教育以外にも市としてのインフラ、魅力あるインフラの重要な施設だと思うんです。それをこんなに急に突然50年のものを建て替えをやめて長寿命化という言葉はいいけれど

も、要はだましまし使おうということでしょう。

恐らく200億円というのがどこまで検討されるか分かりませんが、これ妥当かどうかも分からないです、将来。そのあたりの議論というのは、もうちょっと子供を持つ世代も含めて、親御さんを含めて周知する時間が必要だったのではないのでしょうか。

少なくとも、どういう専門家の検討がなされたかというのはプロセスが見えません。素案を読んだ限りでは、何かもう200億円ありき、80年もつんだという前提で書かれていて、安いですと。それでいいのですか。

【出石稔会長】 どうぞ。

【教育部・佐藤多佳子次長】 今のご質問ですけれども、今回、こちらの計画は市としての基本的な整備の方向性を示すものとなります。

【吉原和行委員】 いや、変更し、変更ですよ。

【教育部・佐藤多佳子次長】 方針を新しく決定するものです。

個々の学校の、例えばどこどこ小学校をどういうふうに整備をしていって、例えばそういったことというのは、今後個別の学校ごとに専門家の目を入れてもらって、改めてそれぞれ検討していく必要があると思っています。

今回ののは、逗子市の小・中学校を全体として、どうやって今後長らえて、長寿命化していくのかということで、先ほどご指摘がございました、今でさえ古い学校を80年もたせていくのかというようなお話もございまして、確かに、逗子市の学校、とても老朽化が進んでいるんですけれども、本来であれば、新しい学校であれば、大規模改修を間にかませることによって、50年の寿命のものを80年にもたすことができるということが計画に書いてあるんですけれども、うちの学校の場合はもう既に50年ぐらいたってしまっていて老朽化が進んでおりますので、個々の学校の整備に当たっては、事前に専門家のほうに基本設計なりで入っていただいて、長寿命化ができるものなのか、建て替える必要があるのかということを検討していくということがこの計画の中に書かれていると。

本来であれば、おっしゃられましたように、50年のものを80年にして、それでコストも安くなって整備の期間なども短くなるということで、一般的には効率的なやり方とされているんですけれども、老朽化が進んでしまっている場合は必ずしもそうは言えない状況があります。ですので、そこについては個々の学校ごとに老朽化の具合を改めて診断し直してやっていくというのが、そういった基本的な方針を今回この計画に定めていくというものになります。

ですので、市民の方へのご説明なども各学校の整備に当たって改めて行っていくものという

ふうを考えています。

【出石稔会長】 そうすると、また個別の学校ごとに市民参加手続が出てくるのですか。

【教育部・佐藤多佳子次長】 こちらの7条の今回第4号ということで出させていただいておりますが、ちょっとどこに該当させるかは現時点でまた事務局のほうとも相談をさせていただきますが、市民参加は必要というふうに考えてございます。

【出石稔会長】 これはちょっと大事な点です。

どうぞ、吉原委員。

【吉原和行委員】 やはりね、大事なスケジュール、今お話ししていると、長寿命化をもう80年に延長するという事は決まったわけじゃないわけです。それはプロセスが分かるようなスケジュール表をきちんと出す。本当はもっと前に出さなければいけなかったんです、会長がおっしゃるとおり。審査すべきだったのだから、せめてそれぐらいの資料はそろえてないとおかしいでしょう。どういうふうな展開になっていくんだというプロセス表です。プロセスを含んでタイムスケジュールを織り込まないと。

【教育部・佐藤多佳子次長】 学校整備のタイムスケジュールということですよ。そちらについては、今回の計画の中ではまだできておりません。つくっておりません。こちらの中では先ほど専門家の目が入っているのかというお話がございましたが、現時点では、専門家による評価などは行っていないものとなっております。

文部科学省のほうで、決めているやり方にのっとなって、自前でといいますか、学校の老朽化の判定を出しています。ですので、一定の老朽化の順番というのは、計画の中にのっておりますが、今後の整備の順番としては、学校の状況を見ながら、あとは今回の計画で出した老朽化の判定、こちらを踏まえて順番にやっていくものと思っているんですけども、先ほど200億円という話もございましたが、多額の費用がかかることと、あと今後、子どもの数などにも変化が出てくるだろうということもございますので、状況を見ながら、個々に判断していく必要があるということで、今の時点では、先ほどおっしゃられましたような、整備の順番のタイムテーブルなどをお示しすることができない状況ということですよ。

【出石稔会長】 たぶん質問の主旨違いますよ。

吉原委員言われているのは、80年に長寿命化するという今回のこの計画の意思決定までのスケジュールが示されていないということですよ。

【吉原和行委員】 そうです。

【出石稔会長】 私も同じ意味合いで申し上げました。

だから、今後、施設ごと、学校ごとに市民参加をするということも今言われたし、その中でいろいろな動きがあるのはそれはそれで分かりましたが、要は審査で今出ている以上、結果論になるけれども、妥当だったかというのはどうなのでしょう。80年と決めたのは、結局説明会とパブリックコメントということは、その前に意思形成過程、80年もたせるという意思形成過程は内部で全て決めたということでしょう。文科省のマニュアルがあるのかどうか知りませんが、それは文科省が出しているものであって、この業務は自治事務なのだから、文科省の指示に従わなければいけないというわけではもちろんないわけです。市としてはもちろん従いたいと思うのは分かるけれども、それを文科省が言っているからという言い方で、結果だけ意見聞いて、説明会やってパブリックコメントやればいいのかというのはちょっと筋が違いますか。

【教育部・佐藤多佳子次長】 どうして80年にしたかというプロセスに関しましては、今おっしゃられましたとおりで、文部科学省がそういった50年を80年にするということモデルケースに出しています。

これも言い訳がましいんですけども、全国の自治体がみんな同じように50年を80年に延長することをモデルケースとして示しています。ですので、私たちもここでモデルケースとして、その数字を出していますけれども、個々の状態にもよりますので、必ずしも80年というふうに決定しているわけでもありませんし、ただできる限り、鉄筋コンクリートの寿命が一般的には50年と言われるものを、いかにうまく改修を途中でかませることによって、長寿命化を効率的にしていくかという方針をここで示したつもりです。

ですので、80年とかというのが絶対ということでこちらに記載したということとは考えていないんです。

【出石稔会長】 はい、石田委員。

【石田晴美委員】 すみません。今までの議論は内容の話になっているので、ここの審査会ですべきなのは、年度末に審査をするのは新年度の市民参加の方法の在り方が適切なのか、計画されている市民参加の方法が適切なのかどうかを見るための審査会です。

今、私たちが考えなければいけないのは、年度末の審査には間に合わなかったけれども、新年度に新たに年度末までにやらなければいけないものが出てきたときに、どうやって市民参加の方法の在り方の適切性をこの会議で見るのかというルールが、今までなかったということですか。手戻りがなんて言って、手戻れるわけじゃないじゃないですか、この時期で。なので、そこをちゃんと何か事務局側として示していただきたい。



今までそういう事例があったのかどうか。ないのだったら、つくらないと。物すごく大事なことを決めなければいけないのに、時間がないから、もう事後とするのか、あるいは事後にする場合はこういうケースのときのみ認めるとかというルールがないと、今後も同じことが出てきてしまうかもしれないので、今内容の話をするのではなくて、年度末に新年度の審査に間に合わなかったものをどうするのかということと、あと、このケースだと、各小学校についてはまたやりますというお話なんだけれども、その各小学校のその市民参加の在り方も今回はここに上がってきていないので、また新しく年度になったら、またやって終わったときに、こうでしたと言われても、何もこちらとしては言えないので、その辺をどう、しつこいですがけれども、過去に例があったのか。ちゃんとしたルールがあるのか、そこをちょっと事務局に伺いたいです。

【出石稔会長】 まず最初に、80年という内容を議論をしたつもりは私もないし、恐らく吉原委員もその内容を多分突いたのではないと思います。簡単に言ってしまえば、スケジュールがないという指摘だったのです。それはもうそのとおりで思うのです。

ちょっと振り返ると、こういうやり方もあります。確かに、行政が案を固めた上で説明会に入って、来てもらった人から意見を聞いて、そして内容を見直してパブリックコメントかけると、これはよくあるパターンです。それ自体を否定するわけではないけれども、そのスケジュールが示されていないというのが指摘材料だと私は思うのです。

それで、もう一つ先に私から答えると、今までは年度で切っていますから、今日やるのは来年度以降の話です。なので、ここにこれが出てくること自体、本当は間違いです。間違いというか、だからただよく解せば、気がついたからなるべく早くこの審査会に報告というかしたい。悪く取ればこれに乗じて出してしまうということだと思のです。

事務局がむしろここは采配したと思います。今の石田委員からの過去に事例があったのかどうか、今後もしこういうケースが出る場合について、何らかの共通的な取扱いを決めるのかどうかというようなことについて、所見があったら、これは市民協働課のほうからお願いします。

【市民協働部・石井聡次長】 今整理していただいたとおりでして、本来であればルール違反、今日のこの場に出ているのはルール違反だろうなと思います。ただ、どうしてもこの計画の決裁を国が今年度中にと言ったからと言って、今年度中に絶対にやらなければいけないということではないので、そういう意味でもできる限り早くお示ししたほうが良いだろうという判断がありました。

これをやらなければ、もう決裁を年度、3月中に終えて、計画が出来上がったもので、結果

的に、年度の当初にはお示しできなかつたけれども、市民参加の手続を取って何件のパブコメがありましたというのを7月にやるだけに終わってしまうので、それはできる限りに合うのであれば、早めに委員の皆さんには見ていただいたほうがいいだろうという判断です。

そのあたりのルールというのは必ずしもないです。これも例えば会議の日が何日か違えば上がらなかったケースですので、会議の日程というのも、必ずしもこの会議、決められたものではないので、例えばこれを、新年度の話をして3月10日にできるのか、3月30日にできるかによっても大分そこは変わってきてしまいますので、そこはあまり前例も含めてルールがない中でやっていますし、これで逆にルールをつくってしまうと、今のこの年間2回とか3回という会議のスケジュールでは、ちょっとルールがあるとできなくなってしまうので、そこは柔軟にやっていく方が現実にはあっているのかなというところです。

そうじゃないと、案件が出るたびに、また1件のためにお集まりいただかないといけないなんていうことも生じてしまうので、ちょっとそれは難しいかなというふうに現段階では思っています。

以上です。

【出石稔会長】 石田委員、どうですか。

どうぞ、石田委員。

【石田晴美委員】 いつまで、だから市民参加の在り方がこれだと形骸化しませんかという危惧を持っているのです。途中で何か決めてやらなければいけないんだったら、もう年度末には通せなかったから終わりでもいいのか、それとも1件でお集まりいただかなければいけない、それは難しいということであれば、書面審査という手もあると思うのです。だから、さらに言えば、私たち評価というのを7月ぐらいにするんですね、7月か8月。そのときも間に合わなかったのか。だから何段階も、いつこの話はなったのかという、そこがあると思うのです。

だから、1件でもすごい重かったら書面審査ももちろんありだと思いますし、今回こういうオンラインもやっているんで、今オンラインでもあると思うので、何かこれだとすごい重たいものが出てきたときに、市民参加の在り方の事前審査が形骸化しませんかという危惧があるのであえて申し上げている。

ルールをつくと、それに縛られて柔軟な対応ができないということですがけれども、そうすると、それをいいことに柔軟に事前審査きちんとやらないで、重たいものもずんずん行ってしまうという危惧があるので、これは私の意見なので、事務局というよりはほかの委員の先生方というか、皆さんがどうお考えになるのかを伺いたいです。

【出石稔会長】 ということで委員に振られましたので、私も意見もありますけれども、どうでしょう、今の点について、こういうイレギュラーというか、当初に出てこなかった当年度の市民参加案件について、例えば書面審査とか持ち回り審査とかオンラインによる審査というようなものをしたほうがいいのではないかという意見ですね。

実は、私は同調します、それについては。どうでしょうか。

安達委員、どうぞ。

【安達健委員】 私も今の石田委員の意見に全く同調します。事前に我々の立ち位置としてしっかり審査をして、そうして審査したものを上げるべきだと思いますし、そういうような体制を市としてぜひ徹底していただきたいというのは基本的な考え方だと思います。

以上です。

【出石稔会長】 ほかの委員の方いかがですか。

川戸委員。

【川戸裕佑副会長】 緊急性という意味で急いでやらなければいけないのか、重要性という意味でやらなければいけないのかということ、あとは、さっきの話、委員が見るとということと実行するというのは別のことなので、審査する側からすると、委員が見る前に実行されることに対しては違和感を覚えます。なので、緊急かつ重要なものであれば、別の方法での審査というのはあってよいのかと思います。

以上です。

【出石稔会長】 はい、牧瀬委員。

【牧瀬稔委員】 石田委員のとおりだと思うのですが、過去こういう事例は何回かあったんですか。というのはこれが毎回結構年に何本もあつたりすると、それはまた問題ですので、そんなにないのであるならば、本当に数年に1本ぐらいであるならば、性善説じゃないけれども、事務局に任せてもいいのかなということはちょっと思っています。

【出石稔会長】 過去は今回みたいに出ないで、結果的に評価のときに、緊急を要したので市民参加手続きをこの審査会にかけずに行いました。その実績はこうですというのは何回かありました。

【市民協働部・石井聡次長】 そのとおりです。

【出石稔会長】 そんなに多数ではないと思います。これまでで全部合わせても10件もないのではないですかね。

【牧瀬稔委員】 その程度であれば書面審査でもやってもいいかなという感じはします。

【出石稔会長】 そうしたら、ちょっとこれは市側に確認します。

条例に基づく附属機関なので、細かいことを言えば、それに対する審査会として扱うならば、報酬という話が出るわけです。そういう手続き論というか、それがあから、それを持ち回りでやったら、今日のものは多分これは報酬出すと思いますけれども、ちゃんとした会議だから。それが仮にメール審議みたいになったときに、どうするかとか、ちゃんと決めなければいけないと思います。

余談ですが、私が関わっている国交省の会議は、今までメール審議だったのですが、最初は報酬出さないと言われたのです。役務の提供を受けてその対価を支払わないのはおかしいだろうという話に、私ではない委員が指摘して、お金は出ています。

そのあたりのことは事務的にも検討してもらって、本当の緊急案件はしようがないです。例えば一番分かりやすいものは、国の税制改革です。税制改正に伴って年度末に市税条例を改正するなど、そもそも市民参加ができないですから、それはやむを得ないけれども、そうではなくて、今回の件も多分もうちょっと前に分かっているわけでしょう、2月より前に。そうしたら、審査会はちょっと我々特に大学の教員は大変ですが、何とか審査会をやったほうがいいのかなということの問題提起するというので、あと事務的に整理してもらおうということで皆さんよろしいですか。

では、話戻しまして、それはそれとしてこの案件、どうしましょうか。審査できないとしたいのですけれども、私としては、指摘はしましょう。

指摘としては、ちゃんとスケジュールも市民に公表すること、それが吉原委員から出された意見、それから意見の中から出てきた今後、小学校ごとに、これは4号でいいと思うんですけども、しっかりと計画を立てて市民参加をやっていくことみたいなものと、それから全体のところかな、今後は案件によっては、重要案件については、審査方法の柔軟な対応を検討すること、こういうのをつけたと思うんですけども、ご意見どうぞ。

つまり私の意見は審査はしない、というか審査できないという意見をつける。審査不能です。過去に1回審査不能を出していますね。よろしいですか。

では、そのように、もう一回確認します。

審査内容は、審査不能。意見は先ほど申し上げた2つつけて、スケジュールちゃんと立てるべきだった。それから今後、小学校ごとに市民参加を図るように、それから全体の話として、臨機応変な審査会の開催を今後案件によっては検討する。こうしたいと思います。

ありがとうございました。

教育総務課さんは以上です。ありがとうございました。

【教育部・佐藤多佳子次長】　ありがとうございました。

【出石稔会長】　それでは審査票をご提出いただきますが、もちろん個々の意見で構いませんが、一応この会でまとまったことを確認しておく、1番については条件付き適当、ホームページへの記載が不適切であったということですぐに対応するという、それから2番適当、3番は条件付き適当で懇話会の市民参加率を今後充足させること、4番適当、5番適当、6番、適当だが、市民説明会等を実施されたいみたいなことでしょうか。それから7番は審査不能で、先ほど言った2つを加えるということではいかがでしょうか。

どうぞ、石田委員。

【石田晴美委員】　出石先生がいらっしゃらなかった、逗子市の総合計画ですが、適当ですけれども、コロナでワークショップ等が開きにくいので、今後できるようであれば検討したいということだったので、総合計画8年ぶりの実施計画の改定ということで大きいので、コロナ禍だけでも、市民の意見を幅広く取り上げ、市民の参加意識を盛り上げることをもっと考えてほしいみたいなことは入れていただけたらうれしいかなということ。

あと、この全体に対して今までずっと安達委員もおっしゃっていましたが、2,000人の無作為抽出のアンケートばかりやっているみたいなので、もっと新しいこと、ネット使ったり、そういうスマート自治体みたいなことをちょっと考えてということ。

それと、あと2,000人の無作為抽出の在り方も本当にこれでいいのかどうか。費用の面もあると思うのです。だからコスト効果がよくて、あと、新たな手法みたいなものも、最初から2,000人無階層無作為抽出ありきではなくて、考えていく時期にあるのではないかなというようなこと。

あと、ワークショップも対面じゃないものもできるような気がするのです。だからせっかくと言っても大変ですけれども、コロナ禍において変革を迫られて、それについてチャレンジできるような市民参加の方法を、新たな仕組みをお考えいただくチャンスかなというようなことを書いていただけたらありがたいなと思いました。

以上です。

【出石稔会長】　ありがとうございました。

まず、企画課の案件については私からは言えませんが、ワークショップ等の件も先ほど言われたようなできる範囲で検討されたいというのを付けると。

それから全体案件としては、先ほどの1件、審査会の柔軟な開催と併せて、無作為抽出につ

いての方法について検討されたいということと、コロナ禍において新たな市民参加手法の開発を考えてみたらどうかみたいな感じでしょうか。

ほか何かありますか。

川戸委員、どうぞ。

【川戸裕祐副会長】 すみません、ちょっと5番で、私がやっておきながらあれですけども、これは8年でやっていて、8年の計画を今の委員、15名で議論されているのかと思うのですが、この15名は入れ替わるんですね。多分私の知っている人でも役職が変わったりしている方がいて、そういうのは継続的に、何というんですか、議論がその都度振出しに戻ったりするのですか。それはどういうふうにやっているのか。

【出石稔会長】 私、会長で非常に苦労しているところです。

【川戸裕祐副会長】 そうですよ。

【出石稔会長】 前期の8年計画とそれから全体の24年の基本構想をつくる時は大変でした。途中で任期が変わったのかなで、単に任期がつながりだけではなくて、毎回話が巻き戻るのですけれども。

だから、よく言えば市民参加が十分機能しているのです。喧々諤々の議論をする会なので。ただ、私が総計審の会長として答えると、継続性は大事だけれども、どうしてもある程度出戻りをしていきます。だけれども、決まったことに対して蒸し返しはさせていません。意見は聞くけれども、こういうことで決まってきたことは、尊重しましょうというやり方でやっています。

【川戸裕祐副会長】 委員の入れ替わりがあったとしても尊重はするということですね。なるほど、分かりました。

【出石稔会長】 では、以上でよろしいでしょうか。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 では、事務局に戻します。

【市民協働部・石井聡次長】 ちょっとこちらの不手際、それからオンラインの中でなかなか難しいところもあったと思いますが、ご協力いただきましてありがとうございました。

いただいた宿題もありますので、またそこは7月のときに改めて、どこまでできたのかというところをご報告したいと思います。

最後のところで、新たな市民参加手法の開発をというところですけども、我々、今回もヒアリングをしましたし、日常的に何号に該当するのから始まって、何か新しい手法がないのか

というところも実際には相談を受けています。

先ほどの企画課からも、このコロナの中でオンラインのワークショップをやっている市町村はあるのかとか、そういったところも聞かれたり、我々もできる範囲で情報収集をしていますので、そういった事務局といっても単に調査票を取りまとめているということだけではなくて、そういった意味でも今後も努力したいと思います。

本日、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

じゃ、以上で、終わりにしたいと思います。

【出石稔会長】 どうもお疲れさまでした。

【石田晴美委員】 すみません、この審査票のことについては何か。

【市民協働部・石井聡次長】 メールか郵送で提出をお願いします。

【石田晴美委員】 承知しました。

【市民協働部・石井聡次長】 よろしくをお願いします。

【出石稔会長】 いいですか。

【市民協働部・石井聡次長】 よろしいでしょうか。

【出石稔会長】 じゃ、お疲れさまでした。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございました。

— 了 —